

## 第 8 7 7 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 8 年 3 月 1 5 日 (火) 午前 9 時 3 0 分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 伊藤委員長, 佐竹委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 高橋教育長

4 説明のため出席した者

西村教育次長, 志子田総務課長, 伊藤教育企画室長, 菊田福利課長, 鈴木教職員課長,  
桂島参事兼義務教育課長, 門脇特別支援教育室長, 山内高校教育課長, 猪股施設整備課長,  
松本スポーツ健康課長, 鎌田全国高校総体推進室長, 三浦参事兼生涯学習課長,  
田村全国高校総合文化祭推進室長, 笠原文化財保護課長 外

5 開 会 午前 9 時 3 0 分

6 第 8 7 6 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 7 7 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 遠藤委員及び齋藤委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 専決処分報告

(2) 教育功績者表彰について

7 議事

第 1 号議案 職員の人事について

第 2 号議案 教育功績者表彰について

第 3 号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第 4 号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

委 員 長 6 専決処分報告 (2) 及び 7 議事の第 1 号議案ないし第 4 号議案については, 非  
開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) これらの審議については, 秘密会とする。

なお, 秘密会とする案件については, 1 0 の次回教育委員会開催日程の決定後に説明  
を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 検定中の教科書閲覧問題に関する調査結果について

(説明者: 教育長)

検定中の教科書閲覧問題に関する調査結果について, 御報告申し上げます。

資料は, 1 ページから 3 ページである。

資料 1 ページを御覧願いたい。

2 月の教育委員会で報告したが, 教科書会社が検定中の教科書を教員に閲覧させるとともに, 謝礼を渡し  
ていたという事案について, 本県においても東京書籍と光村図書出版の 2 社で, 教職員等 4 2 名が教科書を

閲覧し、その対価として金品を受け取っていたとの通知が文部科学省からあった。

県教育委員会では、全ての対象者に対して個別に聴き取り調査を行うとともに、当該の採択地区協議会長及び市町村の教育長からも事実確認を行った。その結果が、資料2ページである。

まず、県教育委員会に届いた情報が事実ではなかったことから、対象外であると判明した者が1名いた。残りの41名については、当時の職位や校種は表の通りである。なお、私立大学の教員も1名いた。

これら41名については、申請本を閲覧し金銭を受領していた者が24名、申請本を閲覧したものの金銭の受領をその場で拒否した者が1名、事案発生当時の現行本等を閲覧し金銭を受領したが、申請本は閲覧しなかった者が16名など、資料に記載のとおりである。

教科書採択への影響についてであるが、今回の調査の結果、「影響はなかった」と判断している。

その理由は、対象者のうち16名は、事案発生翌年度に、県及び共同採択地区において教科書採択に関連する委員を務めていたものの、いずれも本人の回答では、採択への関与はなかったとしている。

このことについては、当時の議事録等も踏まえて、当該の共同採択地区協議会会長及び採択権限を有する市町村教育委員会教育長から、採択への影響はなかったとの証言を得ている。

併せて、残りの25名については、採択に関与する立場になかったことから、今回調査した全ての事案について、採択への影響はなかったものと判断した。

今回の聴き取り調査の中で、本人たちが教科書の閲覧に至った経緯等も判明した。

それは、学校に出入りする教科書会社の営業担当者から「教科書や教材について意見を聞かせてほしい」との勧誘を受け、「自分の研修になる」との思いや、また「今後の学習指導に生かせるのではないか」などの考えから、教科書会社が土曜日や祝日、夜間等、勤務時間外に開催した会議に出席したとのことである。

その会議においては、41名のうち24名に対して、会社側から検定中の申請本の一部が資料として提示されたが、このことは事前には知らされていなかったとのことである。

資料3ページ「3」の、県教育委員会の今後の対応についてであるが、今回の事案については、調査の結果、教科書採択への影響はなかったと判断されるものの、教科書採択制度に対する信頼を揺るがしかねない事態を招いたことや、営利企業等従事許可の手続きを怠っていたことなど、多くの問題があったと考えており、このような事案が本県において発生したことは、極めて残念なことである。

県教育委員会としては、調査結果を総合的に勘案し、懲戒処分までには至らないと考えているが、このようなことが二度と起きないように、服務監督権者である市町村教育委員会に対して対象となった教員への指導を要請するとともに、服務規律の確保について徹底を図ってまいる。

また、「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」等、教科書検定や採択等に係る法令の内容が確実に理解されるよう、市町村教育委員会と連携して研修等を通じ、全ての教職員へ指導を徹底してまいる。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員

まず、本県で行うべきことは服務規律の徹底である。今回のようなケースは、たとえ無償であっても服務規律に違反するという認識の徹底をお願いします。

実際に教壇で子ども達を指導している教員の声は大事であり、おろそかにはできないと思う。今回はこうした事態となっているが、何らかの形で現場の声を引き上げる仕組みが必要なのではないかと思う。そうしたことについて、本県ではどのように考えているか、今後の対応について伺いたい。

教 育 長

今回のような事態が生じたことは大変残念である。まずは再発防止に万全を期して取り組んでまいりたい。

それとは別に、教科書自体をより良いものにしていく取組は、大変重要なことであると認識している。教科書を改善していくということは、子ども達がより理解しやすいように、より学習に繋がるようにしていくことである。そのことを一番良く知っているのは、教壇に立っている教員である。教員たちも現在使用している教科書がこのように改善されれば良いなという思いを持っており、そうした意見を発言する機会があるという

ことは、大事な事であると思う。そうした意味でも、教科書を改善していくためには、教科書を作成する様々な場に、現場の教師の声が届くような機会が確保されるということも、今後必要であると考えている。

文部科学省においても、そうした認識であると考えているが、機会を捉えてそうした場の確保について、文科省としてどのように考えているのか確認をしながら、できるだけ早くそうした場の確保について、一定の方向性を示していただくようお願いしていきたいと考えている。

佐 竹 委 員

今回、対象となった先生方も謝礼が目的ということではなく、教科書をより良いものにしたいの思いから行った行為が、このような状況になってしまったと思うが、こうしたことへの善悪の認識も薄かったのではないかと思う。現場の声をできるだけ反映させていただき、子どもたちが学びやすい、より良い教科書ができるよう、本県からもこうした意見が出たということも文科省にも伝えていただきたい。

## 10 専決処分報告

### (1) 第355回宮城県議会議案（追加提出分）に対する意見について

(説明者：教育長)

第355回宮城県議会議案（追加提出分）に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから3ページである。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年2月12日付けで知事から意見を求められたので、まずは、その内容について御説明申し上げます。

先月の定例会では、平成28年度当初予算等に係る議案について御報告したところであるが、本日報告するものは平成27年度2月補正予算に係るものである。

それでは、資料3ページの「第355回宮城県議会提出（追加提出分）予算議案の概要」を御覧願いたい。

「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、53億1,519万7千円を減額計上するものである。

次に、「2 主な補正内容」であるが、まず、増額補正について御説明申し上げます。スポーツ施設の補修等工事は、スポーツ振興基金を財源に実施しているが、今後の補修や改修に必要となる経費等を同基金に積み増しするものである。所管するスポーツ施設は、平成13年に開催された「みやぎ国体」を契機に整備したものであり、老朽化対策の必要な施設が多数あることから、長寿命化を図るための維持補修工事等を計画的に実施してまいらる。

また、美術館における美術品の更なる充実を図るため、これまで美術品取得基金で購入した美術品の一部を買い戻しすることとし、それらに要する経費等を計上している。今後も優れた美術品等の収集に努め、魅力ある芸術や文化の発展に寄与する取組を強化する。

次に、主な減額補正としては、県立学校の災害復旧事業における造成工事の一部を翌年度へ先送りしたことなどにより事業費を減額計上するほか、勸奨退職見込者数の減により退職手当についても減額計上するものである。そのほか多くの事務事業において、経費の縮減に努めた結果、予算に残額が生じる見込みであることから、それらについても減額計上するものである。

次に「3 繰越事業」であるが、高等学校及び特別支援学校の建設事業や東日本大震災に係る高等学校及び社会教育施設災害復旧事業などにおいて、所要の額を計上するものである。

最後に、「4 債務負担行為の変更」であるが、既に議決を受けております農業高等学校災害復旧工事について、資材単価等の上昇などにより、限度額を変更するものである。

以上 知事から意見を求められた内容について御説明申し上げたが、このことについては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月15日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告申し上げます。

なお、本議案については、本日午後の県議会本会議において、原案のとおり可決される見込みである。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) 質疑なし

## 11 議事

委員長 第5号議案ないし第9号議案については、学校教育法等の一部改正に伴い、関連する教育委員会規則の改正等を行うもの。また第13号議案及び第14号議案については、地方公務員法等の一部改正に伴い、関連する教育委員会規則の改正を行うものであるため、これらについては、一括して説明を受けることとし、その後、各号議案毎に質疑、採決を行うこととしてよろしいか。

(委員全員に諮って) そのように進めることとする。

**第5号議案 学校教育法施行細則の一部改正について**

**第6号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について**

**第7号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について**

**第8号議案 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について**

**第9号議案 自然の家管理規則の一部改正について**

(説明者：教育長)

第5号議案から第9号議案までは、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正が必要となる規則となるので、一括して御説明申し上げます。

各規則の改正内容の説明の前に、はじめに平成28年4月1日に施行される学校教育法等の一部を改正する法律について、簡単に御説明申し上げます。

資料47ページの「学校教育法等の一部を改正する法律の概要」を御覧願いたい。

この法改正は、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として制度化されるものである。国立、公立、私立のいずれも設置が可能となっている。

修業年限は、9年間で、小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分されている。なお、9年間の教育課程において、「4-3-2」や「5-4」などカリキュラム編成上の工夫や、指導上の重点を設けるための便宜的な区切りを設定することも可能とされている。

このような義務教育学校が設置可能となることを受けて、各種の規則が改正されることとなり、本日、第5号議案から第9号議案として提案するものである。

資料は、11ページから46ページであるが、48ページの「第5号議案から第9号議案までの説明資料」により、一括して御説明申し上げます。

第5号議案「学校教育法施行細則の一部改正」については、市町村が義務教育学校の設置廃止等を行おうとするときは、都道府県教育委員会に対して届出等が必要なため、「義務教育学校」に係る設置の届出等に関する事項を規定するものである。

第2条中の「学校」の定義に「義務教育学校」を加えるとともに、設置廃止等の義務教育学校に関する届出等について、文言の整理を行うものである。また、届出等の様式について、文言の整理を行うものである。

以下同様に、第6号議案「校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正」については、「再任用採用願書」の様式について、「再任用希望の校種」や「勤務年数」の欄等に「義務教育学校」を追加するものである。

次に、第7号議案「教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正」については、免許状更新講習を受講できる者を規定している第2条の学校法人が設置する学校の種類に、「義務教育学校」等を追加するものである。

次に、第8号議案「高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正」については、「義務教育学校の後期課程」に在学する者の貸付の申請手続を規定するため、第9条第1号中「中学校」に「義務教育学校の後期課程」を含むものとするものである。

次に、第9号議案「自然の家管理規則の一部改正」については、自然の家使用許可申請書及び自然の家使用許可書の様式中の「中学生」を「中学生及びこれに準ずる者」に改める文言の整理を行うものである。

これらの規則の施行期日は、平成28年4月1日としている。

なお、それぞれの議案に新旧対照表を添付しているので、御参考としていただきたい。

改正等の概要は以上である。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

#### 第5号議案 学校教育法施行細則の一部改正について

( 質 疑 ) 質疑なし

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第6号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

( 質 疑 ) 質疑なし

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第7号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

( 質 疑 ) 質疑なし

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第8号議案 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

( 質 疑 ) 質疑なし

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第9号議案 自然の家管理規則の一部改正について

( 質 疑 )

遠 藤 委 員 資料4 4ページの新旧対照表は不鮮明で判読できない。実際に通知する際には判読できるような形で通知していただきたい。

生涯学習課長 不鮮明な資料となってしまう申し訳ない。実際に通知する際には鮮明なもので通知するようにする。

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第10号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第10号議案につきまして、御説明申し上げます。

資料は、49ページから58ページであるが、資料58ページの概要説明資料により御説明申し上げます。

はじめに「1 改正内容」の「(1)「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴う改正」について御説明申し上げます。

これは「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、義務教育学校が新たな学校の種類として制度化されることなどから、義務教育課及び特別支援教育室の事務分掌について所要の改正を行おうとするものである。

次に「(2) 職の新設に係る関係規定の改正」については、心のケア・いじめ・不登校等の課題について、児童生徒や保護者への対応と併せて、教職員の悩みに対する助言や課題解決を支援するため、教育庁に「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」を設置し、そのチームの実務責任者として「心のサポート専門監」を義務教育課に新設するものである。

次に「(3) 県立学校の新設に係る改正」については、平成28年4月から「宮城県立支援学校女川高等学園」が女川町に開校することに伴い、関係規定の改正を行うものである。

最後に「(4) 附属機関の設置に係る改正」については、いじめの防止等の対策に関する事項や重大事態その他の県立学校に在籍する児童等に係るいじめの事案を調査審議する「いじめ防止対策調査委員会条例」の施行に伴い、条例に基づく附属機関として「宮城県いじめ防止対策調査委員会」を設置していたところであ

り、今般、関係規定の整理を行うものである。

なお、改正規則は、平成28年4月1日から施行することとしている。

資料53ページから57ページには、新旧対照表を添付しているので、御参考としていただきたい。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第11号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第11号議案について、御説明申し上げます。

資料は、59ページから63ページである。

資料63ページの改正の概要を御覧願いたい。

改正の理由については、行政不服審査法の全部改正に伴い、不服申立制度が審査請求に一元化されたため、所要の文言整理を行うものである。

改正の内容については、第1条第1項第20号及び第2条第1項第10号について、「不服申立て」を「審査請求」に、「裁決し、又は決定」及び「決定」を「裁決」に改めるものである。

改正の概要は以上である。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員 不服申立制度が審査請求に一元化されたということは、関係機関等は承知していると思うが、不服申立制度がなくなったと勘違いしないようお願いする。

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第12号議案 宮城県教育委員会会議規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第12号議案について、御説明申し上げます。

資料は、64ページから66ページとなります。

資料66ページの新旧対照表を御覧願いたい。

改正の理由については、定例会及び臨時会の会議録のうち、非開示情報等が含まれる議案等を審議する秘密会の会議録の公表について、従来の取扱いを明確にするため、所要の改正を行うものである。

改正の概要は以上である。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第13号議案 県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について

#### 第14号議案 市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第13号議案及び第14号議案について、一括して御説明申し上げます。

資料は、67ページから72ページである。

はじめに、第13号議案 資料69ページの新旧対照表を御覧願いたい。

県立学校において現在実施している職員評価については、地方公務員法の一部が改正され、その根拠としている条項が削除されることとなるが、この改正には経過措置が設けられ、現在の職員評価を引き続き次年度に限り実施することができるとされている。

次年度は、新たな人事評価制度の試行を実施することとしており、現在の職員評価を引き続き実施する必要があるため、本規則の目的において定めている職員評価の根拠を、この経過措置に係る規定に改めるものである。

次に、第14号議案 資料72ページの新旧対照表を御覧願いたい。

市町村立学校において現在実施している職員評価についても、県立学校の場合の改正趣旨と同様に、必要な改正を行うものである。

なお、改正規則は、平成28年4月1日に施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

#### 第13号議案 県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について

( 質 疑 ) 質疑なし  
委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第14号議案 市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について

( 質 疑 ) 質疑なし  
委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第15号議案 教科用図書選定審議会規程の一部改正について

(説明者：教育長)

第15号議案について、御説明申し上げます。

資料は、73ページから76ページである。

資料76ページの改正の概要を御覧願いたい。

改正の理由については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」の改正に伴い、条ずれが起きることから、所要の改正を行うものである。

改正の内容について、第1条中の「第11条」を「第10条」に改めるものである。

改正の概要は以上である。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし  
委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第16号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」について

(説明者：教育長)

第16号議案について、御説明申し上げます。

資料は、77ページから79ページである。

資料78ページの下段を御覧願いたい。

はじめに申し上げますが、教育長に対する事務の委任等に関する規則については、地教行法の改正に伴い平成27年4月1日から改正されているが、同規則の第1条及び第2条については3月31日までの間は、経過措置に基づいて改正前の規則が適用されている。

附属機関の委員の任免については、改正前の規則第1条第1項第11号の規定に基づき、教育委員会の議決に基づき行われることとなっているが、同規則第2条第1項第5号の規定により、充て職で選任されている委員、関係機関・団体からの推薦を受けて選出されている委員について人事異動等の理由により補欠の委員を任命する場合には、「あらかじめ教育委員会が指定した委員」を指定し、教育長の専決事項に規定することで、円滑かつ効率的な委員の任命手続きを行うものである。

資料79ページの新旧対照表を御覧願いたい。

現在、7つの附属機関について指定しているが、拓桃医療療育センターが地方独立行政法人宮城県立こども病院と統合されたことなどから、指定する職を整理し、文言の整理と併せ所要の改正を行うものである。

なお、改正後の指定委員の一覧については、78ページに記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし  
委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 1 2 課長等報告

### (1) 宮城県学校運営支援本部～第2次期間（H28～H30）の取組に向けて～

（説明者：総務課長）

「宮城県学校運営支援本部～第2次期間の取組に向けて」について、御説明申し上げます。

資料は、別冊資料である。

資料1ページを御覧願います。

宮城県学校運営支援本部は、教職員を取り巻く様々な課題の解消に向けて、学校における業務・組織運営の改善を継続的かつ計画的に支援するために、平成25年4月に設置されたものである。

学校運営支援本部が設置される以前には、平成22年12月から平成25年3月までを期限として設置した「学校運営支援チーム」が、主に、教職員の「多忙化解消」「メンタルヘルス」「不祥事防止」への対応について、県教委として取り組むべき38項目を選定し活動してきたところである。

また、これにあわせて「教職員との意見交換会」を実施し、県教委の幹部が、直接現場の教職員と意見交換を行う場を設定し、学校現場の課題の把握に努めてきたところである。

ページ左側の目次を御覧願いたい。

この資料の構成について、ローマ数字Ⅱは、「多忙化解消」「メンタルヘルス」「不祥事防止」のそれぞれに関して、これまでの取組と成果を総括している。ローマ数字Ⅲ及びⅣにおいては、今後、平成28年度から30年度の3か年に、県教委として取り組む方向性を示している。

これまでの取組の具体的な成果としては、3ページに記載の小中学校において複数校の事務職員が共同で事務処理を行う「学校事務の共同実施」や、4ページに記載の県立高等学校における事務処理を支援する校務システム、学籍や成績処理等を支援する教務システムである「学校運営支援統合システム」の導入、さらには、9ページにある部活動のあり方について、週に1度の休養日を設ける提言を発出するなど、学校現場における風通しの良い働きやすい環境づくりに資する事業を具現化してきたところである。

今後も、ただ今御説明した取組の方向性に沿って、学校運営支援本部として教育現場の環境改善に向けて引き続き努力してまいります。

本件については、以上である。

（ 質 疑 ）

遠 藤 委 員

1ページの説明の中で、学校運営支援チームでは、「多忙化解消」「メンタルヘルス」「不祥事対策」の3つのテーマについての課題解消に向けた取組を行い、また東日本大震災以降は「震災対応」もテーマに取り入れて4つのテーマとしたとあるが、まとめの部分では「震災対応」という項目が出てこないがどこかに記載されているのか。

総 務 課 長

学校運営支援チームについては、学校運営支援本部の前身の組織という位置づけとなっている。平成22年12月にスタートした当初、「多忙化解消」「メンタルヘルス」「不祥事対策」の3つのテーマでスタートしたが、平成23年の3月の東日本大震災を受けて、その後に「震災対応」のテーマを入れた経緯がある。「震災対応」の部分の成果等については、平成25年3月まで行った「学校運営支援チーム」の報告書に取りまとめている。学校運営支援本部の前年のこれまでの取組は、平成25年4月からこの本部になってからの部分だけを抜粋しているので、震災の部分はここには含めていない。

伊 藤 委 員 長

説明にもあったとおり、3つのテーマ「多忙化解消」「メンタルヘルス」「不祥事防止」は、短期中期で解決する問題ではないので、継続して取り組んで行くことが非常に大事であると思う。その中で教育現場との風通しの良い環境作りとなっているので、引き続き力を入れて取り組んでいただければと思う。

遠 藤 委 員

「多忙化解消」「メンタルヘルス」「不祥事防止」は、この会議でも色々と話題になるが、先生方の忙しさは個人が忙しいだけでなく、学校全体として忙しい部分もあると思う。これだけ色々な問題が学校に起こってくると、チームとして学校が対応しなければならない。そうした事が今までよりも求められていると思う。

負担軽減の面もあるが、学校としてのまとめ、先生方が集まって力を発揮する体制



が求められていると思うので、ぜひ学校運営支援本部の仕事でその面を強く押し進めて支援していただきたい。

総務課長 委員御指摘の部分については、まさにそのとおりであると考えている。学校運営支援本部では、プロジェクトチーム等も組んで行っているので、学校の先生方が働きやすい環境づくり、しっかりと子供達にも伝わるようなやり方について、こうした情報、考え方、御意見などを現場から数多く伺い、より良いものに今後とも進めてまいりたいと考えている。

伊藤委員長 大変分かりやすくまとめられており、67ページ以降にはこれまでの実施概要や今後の実施計画なども記載されている。この資料は、どのような形で活用される事となるのか伺いたい。

総務課長 この資料は、様々な会議や研修会等の場で活用してまいりたい。今後プロジェクトチームを中心にして、具体的にどのような形が良いのかしっかり検討し、形ある物に進めてまいりたいと考えている。

佐竹委員 大変よく考えられており、これが具現化すると現場の先生方も助かると思うので、ぜひ具現化するよう働きかけていただきたい。また、学校現場できちんと理解して、全ての先生方に波及出来るような伝え方を工夫していただきたい。

先ほど、遠藤委員からも話のあった風通しの良い学校、教員同士がお互いを補い、思い合える学校作りに、ぜひ努めていただけるよう声を大にして県から呼びかけていただきたい。もう一点良いと思ったのが他校との交流である。生徒だけでなく先生方も、他校との交流を増やしていけば勉強にもなり、色々な問題の解決も分かるようになるのではないかと思う。

生徒達のために先生方の心や体も健全でなければならないと思うので、そうした点にも力を入れていただきたい。色々問題が起きてくるかもしれないが、円滑に解決できるようにシステム化していけば良いと思うので、そうした点を是非現場に伝えていただきたい。

総務課長 昨年と同じではなく、新たな物をどんどん加えて進化させながら取り組みを進めてまいりたい。

## (2) 宮城県教育振興基本計画第2期アクションプラン（平成28年度版）（案）について

### (説明者：教育企画室長)

宮城県教育振興基本計画第2期アクションプラン（平成28年度版）（案）について御説明いたします。

資料はA4判の7ページものと別冊「宮城県教育振興基本計画第2期アクションプラン【平成28年度版】（案）」の2種類である。

それでは、資料の1ページを御覧願いたい。

はじめに、「1 改訂の趣旨」であるが、本アクションプランについては、平成22年3月に策定された「宮城県教育振興基本計画」の推進のために実施する施策を、具体的に取りまとめたものであり、PDCAサイクルに基づき進行管理を行うため、毎年度、改訂を行っているものである。

また、平成28年度版については、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に加えて、昨年10月に策定された「宮城県地方創生総合戦略」との整合性を図るため、これらの計画の実施計画である「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（平成28年度版）」との一体性に配慮し作成している。

次に、「2 主な掲載事業」であるが、「(1) 掲載事業数」については、再掲事業を除き、359事業であり、うち平成28年度新規事業は13事業となっている。

なお、参考として資料に記載しているが、359事業のうち、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」に掲載している事業は198事業、本アクションプランのみに掲載している事業は161事業となっている。

次に、「(2)平成28年度当初予算額」については、再掲事業分を除き、591億5,584万5千円となっており、前年度当初と比べ、12億4,445万7千円の減額となっている。

主な要因としては、女川高等学園や登米総合産業高校の整備終了など、主にハード事業に係る減額が76億円に上る一方で、農業高校及び気仙沼向洋高校の復旧の本格化や、名取高校等の老朽化対策、更には特別支援学校の分校舎や寄宿舎へのエアコン整備などの教育環境の改善に新たに着手するほか、最重要課題であるいじめ、不登校及び心のケアに関しても、新規・拡充を合わせ6億7千万円を増額したことなどによるものであり、ソフト・ハード事業全般にわたり、メリハリのついた事業構成としている。

次に、2ページを御覧願いたい。

2ページ以降については、別冊のアクションプランから抜粋し、6つの基本方向ごとに、今年度の点検及び評価を踏まえた進捗状況や今後の方向性、主な目標指標、掲載事業などを記載している。

それでは、基本方向ごとに、方向性ととも、新規事業及び拡充事業を中心に主な掲載事業について御説明申し上げる。

はじめに、「基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成」であるが、方向性として、より一層の学力向上や学習習慣の形成に取り組むとともに、教育の情報化など、地域や時代のニーズに応じた質の高い教育の提供や、重点施策である「志教育」や「学ぶ土台づくり」の一層の推進に取り組むこととしている。

主な事業としては、「志教育支援事業」や『学ぶ土台づくり』普及啓発事業などに引き続き取り組むとともに、「小中学校学力向上推進事業」の取組の一つとして、新たに優れた授業力を持つ教員の授業風景をビデオ配信するなど、教員の授業力向上を図る取組を実施してまいらる。

また、ICT教育に関しては、新たに「ICTを活用した特別支援学校スキルアップ事業」を実施し、障害を補うツールとしてICT機器の活用を図り、児童生徒の自立と社会参加を促してまいらる。

次に、3ページを御覧願いたい。

「基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」であるが、方向性として、いじめや不登校をはじめとする児童生徒の心のケアを推進するため、スクールカウンセラーの配置・派遣を継続し、子どもたち一人一人にきめ細かく対応するとともに、市町村教育委員会とも連携し、組織的な対応を行うことにより、いじめや不登校等の未然防止、早期発見、早期解決を図ることとしている。

また、児童生徒の体力・運動能力の向上のため、運動習慣や基礎体力の定着のほか、学校体育や運動部活動の充実を図るとともに、震災の教訓を踏まえ、防災教育の一層の充実に取り組むこととしている。

主な事業としては、いじめ・不登校等対策として、スクールソーシャルワーカーの委託市町村の拡充や、心のケア支援員を増員するとともに、教育庁内に、新たに児童生徒や保護者、教職員の悩みに対する助言や課題解決を支援する専門のチームを設置する。

あわせて、震災等に起因する心のケアやいじめ・不登校及びその傾向にある児童生徒への支援のため、新たに「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を実施し、市町村が行う体制整備を支援してまいらる。

また、防災教育に関しては、パイロットスクールとして、今年4月に「災害科学科」を多賀城高校に開設するほか、「防災教育推進事業」を実施し、防災教育副読本を活用した実践研究や防災フォーラムを開催するなど、防災教育の一層の充実を図ってまいらる。

次に、4ページを御覧願いたい。

「基本方向3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進」であるが、方向性として、「宮城県特別支援教育将来構想」に基づき、「自立と社会参加」「学校づくり」「地域づくり」の3つを目標に掲げ、重点的に取り組むこととしている。

主な事業としては、喫緊の課題である特別支援学校の狭隘化問題の解消に向けて、(仮称)利府支援学校塩竈校として、平成29年4月の供用開始を目指し、塩竈市立第二小学校の改修工事を実施するほか、(仮称)小松島支援学校松陵校として、平成30年4月の供用開始を目指し、旧仙台市立松陵小学校の改修のための設計に着手する。

あわせて、新規事業として、小牛田高等学園、西多賀支援学校及び船岡支援学校の屋内運動場の整備や、名取支援学校の送迎バス駐車場等のための校地拡張に向けた用地取得を進めてまいらる。

次に、5ページを御覧願いたい。

「基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり」であるが、方向性として、教員の資質能力の更なる向上を図るとともに、地域から信頼される学校づくりの推進や、インターンシップ等の学校外の資源の活用を促進することとしている。

また、学校施設の復旧・再建などを進め安全・安心な学校教育を確保するとともに、今後の復興に向け長期的な視野に立った県立高校の改革の推進に取り組むこととしている。

主な事業としては、「教育職員等中央研修事業」の取組の一つとして、新たに宮城教育大学教職大学院の教育経営コースに現職の教員を派遣し、実践力と応用力を備えた人材を養成するなど、本県教員の資質能力の底上げを図るとともに、「学校評価事業」などの実施により、開かれた学校づくりを推進してまいる。

また、被災した県立学校施設の復旧・再建に引き続き取り組むほか、新規事業として、震災により被災した農業高等学校にクリーンルームを新設し、高度なバイオテクノロジーに関する実習ができる環境を整備してまいる。

あわせて、子どもの貧困対策に取り組むため、知事部局において、いわゆる子ども食堂や生活困窮世帯における子どもの学習支援に係る実態調査を行っていく。

次に、6ページを御覧願いたい。

「基本方向5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」であるが、方向性として、基本的な生活習慣の定着促進や家庭教育支援の一層の充実を図るとともに、防災等を通じた学校と地域の連携体制の強化や、「みやぎ教育応援団」の活用を促進し、地域・企業等と連携した学校支援の一層の充実に取り組んでいくこととしている。

主な事業としては、子どもたちの基本的な生活習慣の定着促進を図る「ルルブル運動」に引き続き取り組むほか、「放課後子ども教室推進事業」や「協働教育推進総合事業」を拡充し、学習支援や家庭・地域・学校の連携・協働を推進する人材の養成、さらには、子どもの教育活動を支援する個人や企業等を認証・登録する「みやぎ教育応援団」の活用を進め、知事部局と連携を図りながら子どもを育てる環境づくりを進めてまいる。

最後に、7ページを御覧願いたい。

「基本方向6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」であるが、方向性として、社会教育施設や被災文化財等の復旧に取り組むとともに、みやぎ県民大学を通じた学習機会や文化芸術活動に携わる機会の提供、総合型地域スポーツクラブの育成を通じたスポーツ活動の支援等に取り組むこととしている。

主な事業としては、県民の学習活動を支援するため、引き続き「みやぎ県民大学推進事業」を実施するとともに、平成29年度に開催される全国高等学校総合文化祭のプレ大会を開催するなど開催準備を本格化するほか、「文化財の観光活用による地域交流の促進事業」を実施し、県内の文化財を観光資源として活用し、様々な手法により情報発信してまいる。

また、スポーツに関しては、平成29年度に開催される全国高等学校総合体育大会の開催準備として会場となる市町への支援を強化するとともに、本大会及び2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化のほか、新たに「2020年東京オリンピック・パラリンピック強化支援対策事業」を実施し、本県在住の選手や本県にゆかりのある選手を「みやぎアスリート2020」として指定し、競技活動費等を支援してまいる。

以上のとおり、第2期アクションプランの3年目となる平成28年度においても、掲載事業に着実に取り組み、本県教育の振興を図ってまいる。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊藤委員長

2ページの説明の中で、新しい試みとして優れた教員の指導をビデオに録って活用することは非常に良いと思う。それを見ることで特に若い教員の方は勉強になると思う。活用方法については、希望する学校への配布や研修会で活用する等、色々な方法があると思うがどのように考えているか。

義務教育課長

ここ数年、大量の退職者が続いており、新規採用教員も大分増えていることから、授業の技術を継承していく必要があるということで、授業の技ビデオ配信事業を計画した

ところである。活用方法については、宮教大と連携することで、宮教大のサーバーにビデオ動画をコンテンツとして用意して、そこから各学校の教員は配布されたIDとパスワードを使用して、動画をいつでもどこでも見るような体制としている。

授業動画は研究指定校やマンパワーとって教科指導に優れた先生方の授業を録画した物を保存して、数多くの良い事例をストックして配信したいと考えている。

佐竹委員

動画を配信するのはすごく良いと思うし、複数の動画を見られる形も良いと思う。

「優れた」というのはどういった点に着眼点をおいているのか伺いたい。授業のノウハウもあると思うが、学校側からの自薦なのか他薦なのか。是非「優れた」の中にPTAを交えながら、子どもたちが良いと思う先生の授業も入れていただきたい。子どもたちが分かりやすく、ついて行きやすく、学校に行きたいと思うような先生の授業も含めていただけたら良いと思う。多くの動画を配信するのであれば、様々な観点から見た動画を配信していただきたい。

3ページの基本方向2の「緊急スクールカウンセラー等の配置」について、主な掲載事業としては、高等学校スクールカウンセラー活用事業の拡充ということであるが、震災から5、6年が経過し、当時小学生であった子どもたちが高校生になっている。そうした子どもたちが、思春期を迎えた頃に当時のトラウマが発現する可能性があることを、多くの先生方が危惧している。

震災当初はスクールカウンセラー不足が課題となっていた。県内だけでは足りずに他県等からもスクールカウンセラーを募集していると教育委員会でも報告があった。今回の拡充については、必要な人員をきちんと確保できるのか伺いたい。

もう1点、スクールソーシャルワーカーは大変重要な位置づけにあり、学校側も配置を切望している。以前と比べると少し増えたようであるが、カウンセラーの拡充の中には、スクールソーシャルワーカーも含まれるのか伺いたい。

高校教育課長

高等学校スクールカウンセラー活用事業について、この事業の中には2つの職種の配置がある。1つはスクールカウンセラー、もう1つはスクールソーシャルワーカーで、この中にはスクールソーシャルワーカーも含まれている。

また、震災以降、県外からも応援をいただいていたが、年々県内の方の割合が増えており、昨年の実績では県外から3名の方に応援いただいていた。今年も同程度の割合で県外から応援いただく事になると考えている。スクールソーシャルワーカーについては、有資格者の方を職業団体の推薦をお願いしており、今年は8名で16校であったが、来年はさらに増えて13名で20校程度に配置可能というところまで増えてきた。

佐竹委員

スクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも、十分な人員は確保できているとの認識で理解した。

### (3) 第2回宮城県教育振興審議会の開催概要について

(説明者：教育企画室長)

第2回宮城県教育振興審議会の開催概要について、御説明申し上げます。

資料は、8ページから15ページである。

資料8ページを御覧願いたい。

第2期宮城県教育振興基本計画の策定に向けて、2月19日に「第2回宮城県教育振興審議会」が開催されたものである。出席者は、別添出席者名簿のとおり20名中、15名の出席である。

議事の内容については、(1)「宮城県教育振興基本計画の成果及び課題等について」及び(2)「本県教育が目指す方向性の検討について」であり、事務局から、資料1-1、1-2及び2により、これまでの主な取組状況や課題、今後の方向性について一括して説明を行った後、各項目について意見交換を行ったところである。

教育に関わる幅広い分野にわたって、予定された時間を超えて熱心に御議論をいただいた。主な意見につ

いては、資料の「5 主な意見」を御覧願いたい。

はじめに、(1)「特に重点的な取組の方向性」についてである。

志教育、いじめ・不登校への対応、心のケア、防災教育に関する意見については、志教育は、いじめや不登校問題への対策というよりは、生まないための基盤となるものである、といった御意見や、動植物の命に触れる体験の大事さ、志教育の効果として、震災以降、宮城県の高校生が生まれ育った地域に根ざした活動を社会教育団体と連携して活発に行い、世界に発信していることを高く評価するとともに、今後も、そうした団体と学校や行政が教育を話し合う場が設けられることが重要である、などの御意見をいただいた。

次に、9ページを御覧願いたい。

(2)「各分野の取組の方向性」のうち、①「学ぶ力と自立する力の育成」の学力向上、伝統・文化の尊重、国際理解を育む教育、ICT教育に関する意見については、勉強させることと同時に、体験の場を与え生徒自身の器自体を大きくしていくことや、「教員の指導力」・「家庭や地域の協力」・「学習できる環境の整備」の三つの視点から考えること、また、郷土を愛する心や、国際交渉力に関する御意見のほか、ICT教育に関して、先進的なものを部分的にするのではなく、まずは全体的な底上げを目指すべき、などの御意見をいただいた。

次に、10ページを御覧願いたい。

②「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」の体力・運動能力の向上に関する意見については、朝歩いて登校することの大事さや、家庭の教育力との関係、また、子どもたちが運動やスポーツに親しみ、自ら体を動かそうという意欲を、大人が取り除いてしまっている現状があるということ、などの御意見をいただいた。

次に、③「障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進」の特別支援教育に関する意見については、インクルーシブな社会の実現に向けて、大人を様々に活用し、子どもたちや地域社会も含めた障害の理解の方法を考えていくことや、円滑なサポートのための福祉サービスとの連携、などの御意見をいただいた。

次に、11ページを御覧願いたい。④「被災地における安全・安心な学校教育の推進」の教育環境の整備に関する意見については、震災等の影響により統廃合を余儀なくされる中で、学びの場や心を育てる学校建築を限られた予算の中でどうやってつくっていくか、などの御意見をいただいた。

次に、⑤「信頼され魅力ある教育環境づくり」の教員の指導力及び資質の向上、開かれた学校づくり、学習環境の整備充実に関する意見については、視点の工夫により教員のやる気を引き出す一方で、エキスパートを育成することや、教員へ児童生徒個々の情報を提供することによる不登校や貧困への転落となるきっかけの未然防止、地域の人材や団体等を学校の中に呼び込むことにより、様々な波及効果が期待できること、などの御意見をいただいた。

次に、12ページを御覧願いたい。

⑥「幼児教育の充実と家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」の幼児教育、家庭・地域における教育、協働教育に関する意見については、若い親の学びの場について、企業等での研修の中なども含めて、県として作っていく必要があるといった御意見や、児童生徒のスマートフォンの使用に対する対策、などの御意見をいただいた。

最後に、13ページを御覧願いたい。⑦「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」の生涯学習、文化・芸術、スポーツに関する意見については、障害者や高齢者などが参加できるアダプテッド・スポーツという考え方などの御意見をいただいた。

次回の審議会は5月下旬に開催予定であり、第2期計画の素案等について御審議いただく予定としている。

現在、知事部局関係課も含めたワーキンググループを設置し、検討を行っているところであり、今回いただいた各委員からの御意見などを踏まえながら、素案を作成してまいりたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員

審議会ではいろいろ御協議いただき、ありがたいと感じている。

資料9ページ「(2) 各分野の取組の方向性」について、ただ今、室長の説明では「生徒自身の器」という言い方をされたが、これはとても大事なことであると思う。人間づ

くりを志教育に大きく取り上げて欲しいと思う。一つ一つがつながって行くということはあると思うが、いじめや不登校に特化することも大事であるが、人間づくりに対して、是非力を入れて行かなければならないと思う。勉強やスポーツの一つ一つが人間づくりであるが、心の充実が重要である。

これからの宮城県の子どもたちに、人としてどのように育っていった欲しいかに着目し、人を思いやる優しい子どもたちに育てていけるよう、小さい頃からの道徳教育やそうした人づくりに力を入れて育てていかなければならない。それは、家庭教育にもつながると思うが、学校でも重点を置くべきであると思うので、是非いろいろな取組の中に取り入れて教育振興に取り組んでいただきたい。

教 育 長

ただ今の御指摘は、極めて重要であると考えている。国においてもそうした意識から道徳の教科化に踏み切ったと考えている。これから道徳の教科書もできてくるが、教科書通り教えれば良いということになると、道徳そのものが形骸化することとなる。教科書を教えるのではなく、本当の意味で人を思いやる道徳性を発達段階に応じて身につけていくことにはならないので、次期教育振興基本計画を策定していく中でも、宮城では志教育ということで盛り込んで取り組んでいこうとしているので、そうした部分をしっかりと表現の中に盛り込むよう素案の段階から検討してまいる。

佐 竹 委 員

心が豊かでないと、志も豊かにならないと思うので、よろしく願います。

遠 藤 委 員

資料8ページの「4 議事」には、「(1) 宮城県教育振興基本計画の成果及び課題等について」と「(2) 本県教育が目指す方向性の検討について」と2つの議題がある。

「5 主な意見」を見ると、これまでの成果についての発言と今後の方向性についての発言があるが、議題の(1)(2)を一括して意見聴取したのか。それともそれぞれ意見聴取をしたのか。当日の会議の議論の雰囲気について伺いたい。

教育企画室長

今回、事務局からはこれまでの取組の成果と課題、さらには事務局で考えた今後の方向性の視点を提示させていただいた。そうした中、限られた時間の中であったため、委員の皆様からは幅広く教育全般にわたっての御意見をいただきたいということで、事務局からはお願いし、御意見をいただいた。

その中で、これまでの取組の成果に対する好意的な評価もあったので、その部分は引き続き継続して強化してまいりたいと考えている。新しい視点については、今後取組を検討してまいりたいと考えている。

#### (4) 平成28年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜実施状況について

(説明者：高校教育課長)

平成28年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜の実施状況がまとまったので、御報告申し上げます。

資料は、16ページから22ページである。

はじめに、資料16ページを御覧願いたい。

「1 入学者選抜実施公立高等学校数・学科数」については、後期選抜を実施した公立高等学校数・学科数である。

「2 総括」であるが、全日制課程では、募集人数9,892人に対して、12,114人が受験し、受験倍率は1.22倍、同じく、定時制課程では、募集人数859人に対して290人が受験し、受験倍率は0.34倍となった。

また、資料17ページから20ページに「各学校・学科別の実施状況」を掲載している。

次に、資料21ページから22ページには、補助資料として、「地区別・学科別の受験倍率」や「後期選抜において受験倍率の高かった学校」、「最近3カ年の間に学科改編等を行った学校、学科」等の受験倍率等についてまとめているので、後ほど御覧いただきたい。

なお、今回の学力検査問題については、一部に、吟味が不十分な箇所があり、訂正を行ったところである。

受験生及び関係者の皆様に、大変御迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。今後、このようなことがないように、これまで以上に慎重に検討を重ね、適切に入学選抜が実施されるよう、努めてまいります。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊藤委員長 報道でも見たが、資料21ページの後期選抜の受験倍率について、第1位に柴田高校の体育科が2.42倍ということであった。スポーツ振興、体力向上の視点からすると大変好ましいことである。これは数年後の東京オリンピックを視野に入れたり、ジュニアの育成に取り組んで来たことの延長線上にあると思うが、どのように捉えているか。

高校教育課長 県内の体育科、体育系の学科は、柴田高校と利府高校の2つの高校である。平成27年度入試から平均倍率が高くなってきており、去年は1.67倍、今年は1.83倍であった。これは、入学生が来年開催されるみやぎインターハイの対象学年となるということも関係していると捉えている。もちろん御指摘のあった東京オリンピックに向けて行っている、県の様々な支援策、強化策の影響もあると考えている。

佐竹委員 後期選抜の合格発表は明日(3月16日)ということでしょうか。

高校教育課長 後期選抜の合格発表は明日(3月16日)である。その後は、通信制課程の募集と第二次募集の出願を予定している。

万が一の不合格となった子どもたちも、自分たちの志高く目標の学校に行けるようなアドバイスをお願いします。

#### (5) 県有体育施設のネーミングライツの選定結果について

(説明者：スポーツ健康課長)

県有体育施設のネーミングライツの選定結果について、御報告申し上げます。

資料23ページを御覧願いたい。

平成26年1月から継続して公募していた、宮城県サッカー場のネーミングライツについて、1者から応募があり、2月18日に開催した教育委員会の広告審査委員会において審査した結果、スポンサー企業及び愛称等が決定した。

スポンサー企業は「みやぎ生活協同組合」、施設愛称は「みやぎ生協めぐみ野サッカー場」、年間の金額については100万円となっている。

また、契約期間については、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間である。

なお、スポンサーが未決定施設の2施設については、引き続き募集を行っており、それぞれ申込順に審査を行った上で、スポンサー企業等を決定することとしている。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) 質疑なし

#### 13 資料(配付のみ)

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) スマホ・携帯の使用について注意喚起を図るリーフレット
- (3) 宮城の防災だより(第5号)
- (4) 平成28年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- (5) 第71回国民体育大会冬季大会の結果について
- (6) 宮城県図書館特別展「東日本大震災文庫展IV」

#### 14 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成28年4月14日(木)午後1時30分から開会する。

#### 15 閉 会 午後0時2分

平成28年4月14日

署名委員

署名委員